

議員の福永善之です。

議員の皆さん。

お手元に配布の資料の81ページをご覧ください。

傍聴者の皆さまには、資料の配布はなされていないようですので、皆さまにも分かり易く、この議案の提案の説明を行い、その後、簡潔に本議案の提案理由を述べたい、と思います。

発議2号、粕屋町議会、進藤啓一議の不信任決議案について。この議案を別紙のとおり、粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年5月7日。

提出者、粕屋町議会議員、福永善之。

賛成者、粕屋町議会議員、太田健策、八尋源治、本田芳枝、因辰美、久我純治、小池弘基、山脇秀隆、木村優子。

皆さんご存知の様に、私たち議員は、町民から直接に選挙で選ばれ、町民の代表者として、現在15名の議員で粕屋町議会を構成しております。

議会は粕屋町の最高の意思決定機関であり、条例の制定、予算の決定、執行部の監視やチェック、等の権限を持つとされています。

さて、議員の皆さん、私たちの議会は、執行部の監視やチェックをきちんとやっていると町民に自信を持って言えるのでしょうか？

議員不要論や議会不要論を叫ばれる町民に対し、私たちは自信を持って議員必要論や議会必要論を納得させるだけの議会審議をしているのか、説得する力量が私たちにあるのでしょうか

か？

議会運営や議会審議という議会の内部のことに関することは、町民には見えにくく、実際に私たちは執行部からの議案の提案に対し、どの位の議案を修正もなしに原案を承認しているのでしょうか？

議員の仕事とは何ですか？

議会の仕事とは何ですか？

私も明確な答えは出せませんが、議会人として思うことは、「議論する風土を作ろう」、このことが今粕屋町議会で大事なことのようには思えてなりません。

しかしながら、議会の議長である進藤議長には、そのような議論をしてから結論を見出していくような議会運営を期待できません。

執行部からの議案を通すことを優先されているように見受けられ、執行部には本当に都合のよい議長ではないのでしょうか？

執行部の議案を通すことを議論もせずに一議員として考えられていることは否定しません。

しかし、その様な考えは、公平・中立を求められる議会の議長の立場を離れてから言動に移すべきです。

今のままでは、残念ながら、粕屋町議会は執行部の追認機関といわれても私は否定できないと思います。

それ位、進藤議長の議会運営には、議論をする風土、が欠落しております。

さて、私なりに議会運営で大事なことは、議論する風土を作ること、と申しあげましたが、ここに進藤議長の不信任に至った経緯を、2つの事業に焦点を当てて説明します。

1点目は、給食センターの建て替え事業に関することです。

昨年の3月定例会において、執行部より給食センター建設・運営費用として、粕屋町として初めてとなるPFI手法を取り入れた17年間に及ぶ債務負担行為68億円の予算が可決されました。

執行部は、議会に対して、十分な説明もなく、議員の質問に明確に答えることなく、今この時期に議決を得ないと平成28年9月の供用開始に影響が出る、子供達に給食を提供できない、と訴えました。

そのような状況下で、議会として付帯決議を付けて可決に至りました。

付帯決議の内容は、議会として議決はしたが、今後も十分な説明をすることを求めるものでした。

その後、同年12月定例会に契約の議決を求める議案が提出されました。

予算が可決してから契約の議案が出るまでにも幾度となく議員からの説明に明確な答弁がなく、12月定例会では議会として継続審査という結論に至りました。

執行部は12月暮れの臨時会に継続審査の議案を再提出しましたが、議会は否決の意志表示をしました。

さらに年明けの1月の臨時会では、議員採決では、可否同数でしたが、議長判断で契約案件が可決に至りました。

この時、私は、議長が下した判断は、議会が3月定例会で苦渋の決断で付帯決議を付けて可決に至った議会の判断を重く受け止められていない、と感じました。

説明も十分じゃないのに、町民から負託を受けられた議員の表決権を軽く考えておられるのではないかと感じました。

給食センターの議題の議員全員協議会を仕切る進藤議長は会議の場では、議員の執行部に対する質問に対し議長自ら答弁したり、議員の発言を遮ったり、という言動も見受けられました。

私は、この給食センター案件での議会としての反省点として、何故、議会として調査権限がある特別委員会を設置しなかったのか、という心残りがあります。

議員全員協議会は協議する場であり決定する場ではありませんから、調査権限のある特別委員会でなく、全員協議会で対応した議会の判断が、執行部の独走を許した原因だ、と考えます。

次に2点目は、こども館建設の事業に関することです。

この建設費は今年の3月定例会に補正予算として可決されました。

子供に関することは、議会の中では厚生常任委員会が所管となります。

現在、粕屋町には築40年位の公立の保育所が2園、老朽化対策として、近年の懸案事項として所管の中で議論をされておりました。

そのような中で、町長のトップダウンで施策に盛り込まれたのが、こども館を作ることでした。

厚生常任委員会の中では、今迄議論してきた老朽化した保育園の建て替えはどうするのだ、先送りするにも今後の資金計画と老朽化対策を提出するようにさんざん求めましたが、返答することなく、一方では、執行部より、こども館の建設に多くの国の予算がついたから3月の補正で議決をお願いしたい、と提案がありました。

こども館のコンセプトも決まっていない、事業の中身も決定していない、中で、この補助金を逃したら来年度以降はどうなるか分からない、との理由もあり、3月定例会の最終日に建設費を認める議案が可決されました。

建設費は可決されましたが、運営方法は何も決まっていない状況下でしたので、私は、給食センター事案の教訓をふまえ、3月定例会の最終日に口頭による動議を提出しました。

動議の内容は、こども館建設特別委員会の設置についてです。

しかし、議長は動議が出されたら、直に議会を休廷され、議員全員の前で、私が出した動議に関して、議会事務局職員に発言を求められました。

発言の内容は、執行部からの議案がなければ特別委員会の設置は出来ない、という内容で、ご自身も追認されました。

また、議案もないのに特別委員会を作って一体何をするのか、と発言されました。

しかしながら、結果的に、最終的には、再動議を提出し、特別委員会を設置することが可決しました。

あの休廷中の議論は一体何だったのか？

議案がないと特別委員会が設置できない、との発言は何だったのか？

議会として給食センター事案の反省はないのか？

この時、給食センター事業の教訓を生かそうともせず、また同じ過ちを繰り返そうとされる進藤議長の議会運営ではダメだ、と決心しました。

この方は、どこまで、執行部に都合のよい運営をなされるのだろうか、と。

議論をしない、議論をさせない、これで、果たして議会の権限である執行部の監視やチェックをしていると町民に自信を

持って言えるのでしょうか？

私は、言えません。

このように議論もしない議会運営であるならば、私は、議員は必要ない・議会も必要ない、と考えております。

私たちは、町民の皆さんの納めた税金から毎月決まった額の報酬を得ております。

その報酬の中には、議会の権限として、執行部の監視・チェックをきちんと遣りなさい、という名目もあると思います。

さて、以上に説明したような流れで、この動議に絡む議長の妨害行為や議論をさせない議会運営の進め方が、今回の不信任の最大の理由であります。

私は、独自に、議案の有無に対する特別委員会設置の真意を様々な行政機関に確認をしました。

その中で、福岡県町村議長会も全国町村議長会も、議案がなくとも特別委員会の設置は議会の議決で出来る、と明確に答えられました。

議長が議会事務局員に指示されて相談された両機関では、設置は出来ないと言うことになっているようですが、私への返答と事務局への返答で、ま逆の返答になることが常識的に考えられるのでしょうか？

あの空白の休廷中に、仮に、議長の言葉を鵜呑みにしていたら、特別委員会の設置は出来なかったことでしょう。

この動議の休廷中の妨害行為や関係機関からの、ま逆の返答の真意に関しては、現在、議会運営委員会預かりで、近く、検証結果を発表されることを切望します。

最後に、粕屋町始まって以来の議長不信任決議案の提案の理由を要約します。

提案理由。

進藤議長には、行政経験が長く、議会知識も豊富であり、当初は議会運営を期待した所です。

しかしながら、この所、進藤議長の議会運営のやり方は、会議の中で当局である執行部寄りの言動が多々見受けられ、議長の職として公平性・中立性に欠けております。

そのような議会運営を続けられることは、執行部の議案等に対し、議会の中で健全な議論が出来ず、残りの任期2年間、議会として、また一議員として、町民の負託に負えにくいと判断して、ここに進藤議長の不信任決議案を提出するもの。

町民の皆さまには、今回の不信任に関しては、短絡的には議会のごたごたをお見せすることとなる責任を感じますが、議会の統治（ガバナンス）が改善される方向に向かうのであれば長い目で見れば悪いこととは思えません。以上、宜しくご審議の程をお願いいたします。